

国民投票法 - 日本を戦争する国にする手続法一

水戸翔合同法律事務所弁護士 丸山 幸司



07 鹿行地域の5市の新成人へピラ配布
若者達からほのぼのとした
エネルギーを貰った。

1 偏向した手続法

現在、国会で審議されている国民投票法案。その特徴は、日本を「戦争する国」に変える自民党の改憲案が具体的に示された後に審議されている手続法だという点にあります。

「戦争をする国にする」というゴールが予め示されているわけですから、そのルール作りについて「手続法だからいいじゃないか」と許すわけにはいきません。

2 国民の運動を封じる規制

(1) 与党案は、公務員及び教育者の「地位を利用」した運動を禁止しています。例えば、憲法学者が大学の講義で学生に憲法改正案が問題であると説明したり、教師が学校で現行憲法9条の非武装平和の大切さを生徒に教えることが地位利用として制限されかねません。

(2) また、与党案は、公職選挙法と同様、組織的多数人数買収及び利害誘導罪を設けていますが、何がこの罪にあたるのか、その要件は極めてあいまいです。

たとえば、改憲反対の集会で飲み物を配ることも、この規定によって処罰されるおそれがあります。そもそも憲法改正国民投票においては、投票が特定個人の利害に絡む国政選挙とは異なり、買収等の危険は相対的に低いのですから、このような規定は削除すべきです。

3 改憲派の宣伝でメディアが溢れかえる

(1) 与党案では、テレビ、ラジオ、新聞を使って政党等が改憲案に対する意見を無料で宣伝できるようになっていますが、その割合は、国会での議席数をもとに配分するとされています。今の議席数で、共産・社民だけが反対とすると、テレビでは60分のうち改憲反対の意見はわずか2分半しか流れません。税金を使って、改憲意見がマスコミを独占することになります。賛成・反対の意見は平等に扱うべきです。

(2) そのうえ、有料の広告には何の規制もありません。財力のある改憲派によるマスメディアを使った大規模な宣伝が放任されます。改憲政党だけでなく、財界団体や改憲団体などが思うままに

マスメディアを利用できます。フランスでは、国民投票運動における商業宣伝が禁止されていますが、少なくともそうした配慮が必要です。

(3) そのほか、与党案では、憲法改正案の広報に関する事務を行う憲法改正案広報協議会の委員の選任は、各議院における各会派の所属議員数の比率によるとされ、「広報」が改憲派に有利になることは必至です。広報協議会の委員は、改憲賛成派、反対派に平等に割り当てるべきではないでしょうか。

4 わずか20%程度の賛成で改憲が成立!?

憲法上、国民投票は、国民の「過半数の賛成」によって決されることとなっていますが、この「過半数」の意味について与党案は、「有効投票」の過半数という最も低い基準を採用しています。このような基準では、例えば、投票率が40%で、無効票が10%だとしたら、わずか有権者の15%強の賛成で改憲案が成立することになってしまいます。住民投票のように、少なくとも最低投票率の定めは不可欠です。

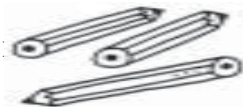
5 一括投票の危険

現行与党案によれば、自民党の新憲法草案のような改憲案の場合、前文から最後まですべて内容的に一体のものとして、一括して賛否を問うことも可能となっています。例えば、9条改憲に反対だが、プライバシー権の新設には賛成であるという場合判断に困り、国民の意思を著しく歪める結果となります。

そもそも近代憲法は、憲法やその規定する政治権力等すべての価値の根源は個人にあるという思想を基礎においており、憲法改正国民投票は、国民主権がもっとも現実的にはたらく場面と考えられています。従って、通常の選挙よりいっそう国民1人1人の意思が反映されるよう配慮されるべきです。

しかしながら、与党案には以上のような観点から重大な欠陥があり(民主党案も同様です)、内容自体とんでもない悪法だと言わざるを得ません。

(2007/1/1付け水戸翔合同事務所ニュースから転載)



鹿行平和委員会 風間 道夫
鹿行地域では新年の取組の第一段として毎年成人の日に新成人を対象としたピラ配布をしています。

今年は、1月7日(日)に鹿行地域の五つの市、銚田市・鹿嶋市・神栖市・潮来市・行方市の各会場で新成人3,417人に対し、1,780セット(3枚1セット)のピラを配布しました。

当日の参加は、潮来市職、鹿島病院労組、年金者組合、JMIU池貝労組、高教組、鹿行民商、鹿行農民連、潮来市職平和委員会、共産党の9団体45名です。

自治体の合併の影響で、これまで配布出来なかった旧波崎町、玉造町、旭村の新成人にも配布し、鹿行の全域が対象になりました。このことは私達にとって市町村合併のひとつの利点?

次の時代を担う若者への呼びかけは、「ワーキングブザー」に象徴される“格差社会”に歯止めをかけ、《憲法をまもり、平和運動をすすめ、安全、安心な社会》の運動の前進には若者の参加は大きな力となります。今後も新成人に対するピラ配布は大切な運動として継続されます。

各会場でのピラの受け取りは良かったです。「友達の分も」と言って数セット持って行った男子も居た位です。各班それぞれに、若者達からほのぼのとしたエネルギーを貰い、反省会、家路へと・・・。

平和かわら版

461

月3回 発行

平和新聞茨城版

2007.1.25

発行：茨城県平和委員会

〒310-0912 水戸市見川5-127-281

Tel/Fax 029-251-2806

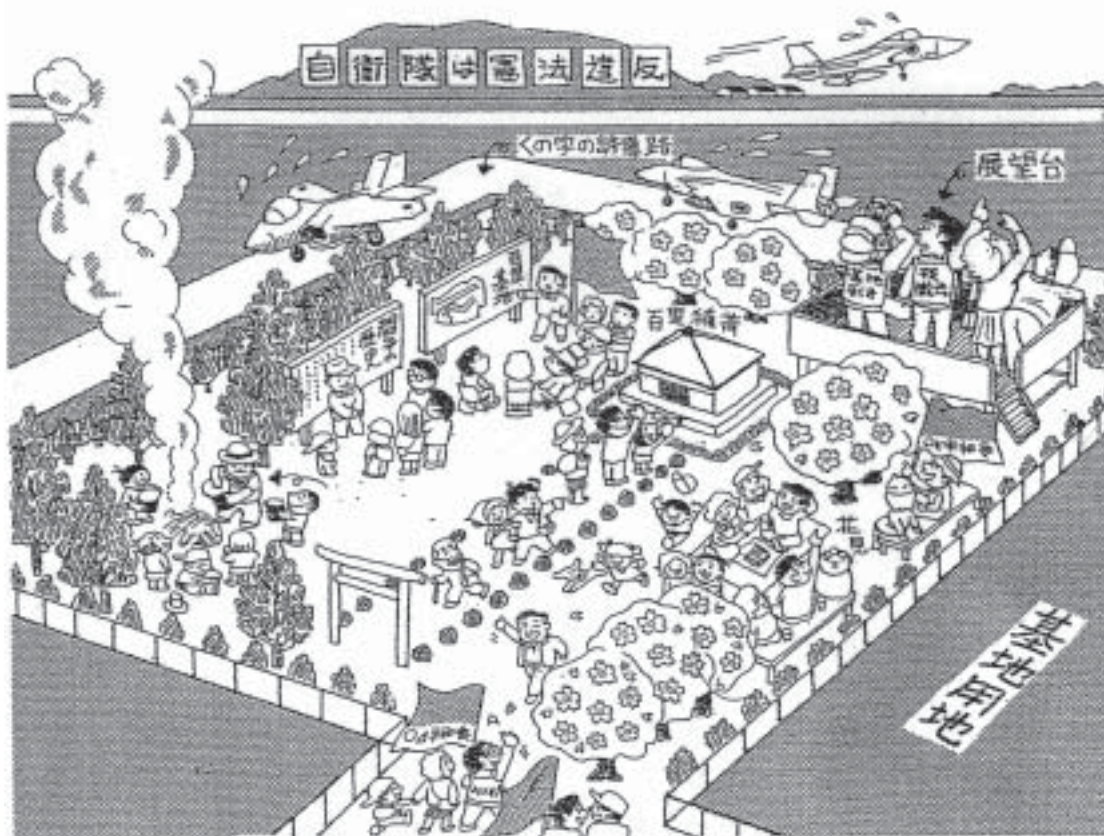
E-mail ibahei@amber.plala.or.jp



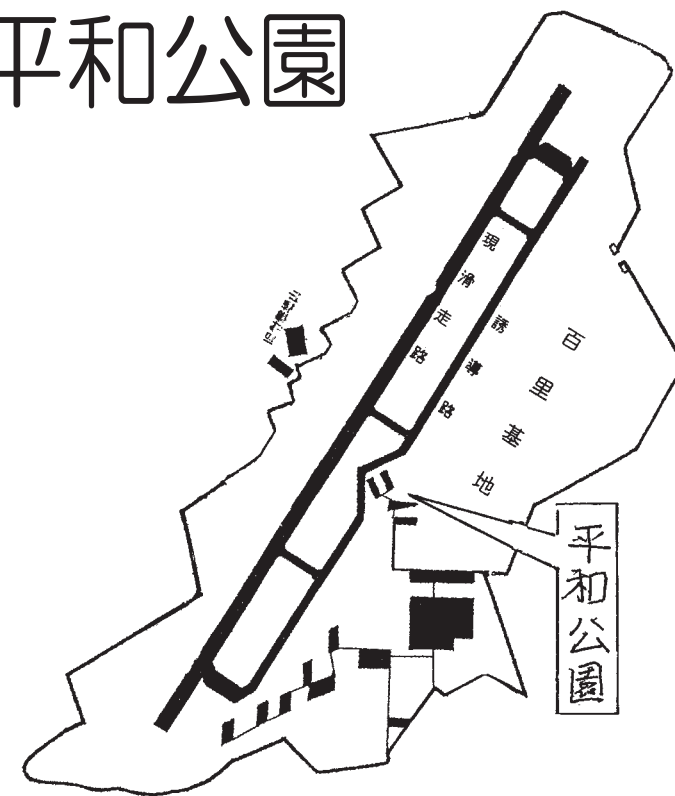
米軍機
来るな

2007年 平和を守る仕事始めだ！ 百里「初午まつり」で会いましょう

・2月11日（日）正午より ・百里平和公園



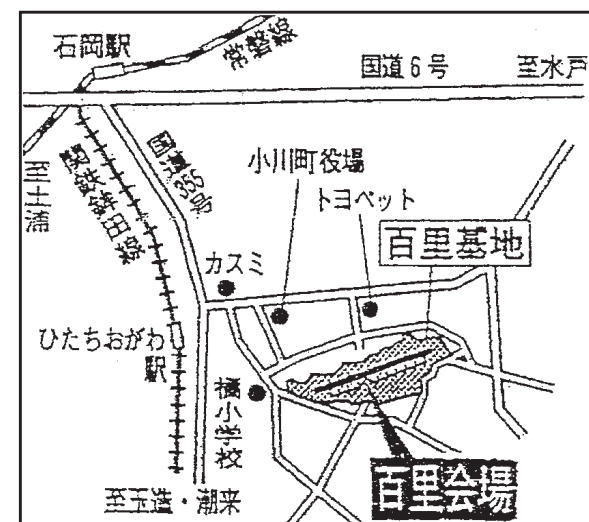
楽しい2.11 初午百里集会



“米軍機は百里に来るな”

アメリカと日本政府は、日米軍事一体化をすすめるために、米軍機が百里基地を使って自衛隊との共同訓練を行うことを決め、その準備を急いでいます。

騒音や事故を増大させ、自衛隊を米軍の戦争にまきこむこの計画に反対し、“米軍機来るな”の声を百里原にひびかせましょう。



主催 百里基地反対同盟

協力 百里基地反対連絡協議会

問合せ先 茨城県平和委員会

TEL 029-251-2806 E-mail ibahei@amber.plala.or.jp